

長崎県公立大学法人非常勤教職員給与規程

〔平成17年4月1日
規 程 第 16 号〕

改正 平成18年4月1日規程第1号
改正 平成22年3月12日規程第8号
改正 平成23年4月1日規程第7号
改正 令和2年3月10日規程第21号
改正 令和7年3月28日規程第21号
改正 令和7年12月2日規程第39号

（目的）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人非常勤教職員就業規則（平成17年規則第6号。以下「非常勤教職員就業規則」という。）第18条の規定に基づき、非常勤教職員就業規則の規定の適用を受ける非常勤教職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔令和7年規程第39号〕

（給与の種類）

第2条 非常勤教職員の給与は、給料及び諸手当とする。

2 給料は月額で定めるもののほか、勤務1日当たりの給料（以下「日給」という。）及び勤務1時間当たりの給料（以下「時間給」という。）によるものとする。

3 諸手当は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理職手当
- (2) 通勤手当
- (3) 時間外勤務手当
- (4) 期末手当

一部改正〔令和2年規程第21号、令和7年規程第39号〕

（給料の決定）

第3条 非常勤教職員の給料の額は、月額で定めるときは長崎県が雇用する非常勤教職員の報酬月額、日給又は時間給のときは長崎県が雇用する事務補助職員の賃金基準額とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認める場合には、前項の規定による金額によらないで非常勤教職員の給料の額を決定することができる。

一部改正〔令和7年規程第39号〕

（給与の支給）

第4条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 給料及び第2条第3項第1号（ただし、通勤手当を除く。）に定める手当は、その月の月額の全額を毎月21日に、同項第3号に定める手当は、その月の分を翌月の21日に支給する。ただし、21日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、この項において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

3 第2条第3項第4号に定める手当は、6月30日及び12月10日（以下、この項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、給料を日給及び時給により支給される者の給与は、その雇用

期間等に応じて個別に定めた日に支給する。

一部改正〔令和7年規程第39号〕

（管理職手当）

第5条 管理職手当は、長崎県公立大学法人教職員給与規程（平成17年規程第11号。以下「教職員給与規程」という。）第8条に定める管理又は監督の地位にある職を占める特任職員に支給することとし、管理職手当を支給する職及び管理職手当の月額が教職員給与規程第8条の規定を準用する。

一部改正〔令和7年規程第39号〕

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、教職員給与規程第13条第1項各号の規定を準用し、次に掲げる非常勤教職員に支給することができる。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする非常勤教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤教職員以外の非常勤教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる非常勤教職員を除く。）
- (2) 通勤のため、長崎県公立大学法人教職員通勤手当の支給に関する細則（平成17年細則第4号）第11条に定める交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする非常勤教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤教職員以外の非常勤教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる非常勤教職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする非常勤教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる非常勤教職員 その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。この場合において、運賃等相当額は、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合は、支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額とし、回数券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合は、1か月につき通勤21回分の運賃等の額とする。ただし、この場合の支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額と次に掲げる表により算出された同期間に対応する通勤回数の回数券等の価額を比較して低廉な方により支給する。

勤務形態	勤務 日数	回数券等の価格	
		1か月相当額	6か月相当額
週に勤務日 が定められ ている場合	週5日	回数券の額×1/11×21×2	1か月相当額×6
	週4日	回数券の額×1/11×16×2	1か月相当額×6
	週3日	回数券の額×1/11×12×2	1か月相当額×6
	週2日	回数券の額×1/11×8×2	1か月相当額×6
	週1日	1回当たりの片道運賃額×4×2	1か月相当額×6

月で勤務日が定められている場合	月 5 日 超	回数券の額×1/11×1か月の定められた勤務日数×2	1 か月相当額×6
	月 5 日 以下	1 回当たりの片道運賃額×1/11×1か月の定められた勤務日数	1 か月相当額×6
その他	月 5 日 超	回数券の額×1/11×1か月の実際の勤務日数×2	1 か月相当額×6
	月 5 日 以下	1 回当たりの片道運賃額×1/11×1か月の実際の勤務日数	1 か月相当額×6

(2) 前項第2号に掲げる非常勤教職員 教職員給与規程第13条第2項第2号に規定する通勤距離に応じた支給額に次の表に掲げる数値を乗じて得た額をさらに21で除して得た額

勤務形態	乗じる数値	
週で勤務日が定められている場合	週 5 日	21
	週 4 日	16
	週 3 日	12
	週 2 日	8
	週 1 日	4
月で勤務日が定められている場合	1 か月の定められた勤務日の数	
その他	1 か月の実際の勤務日の数	

(3) 前項第3号に掲げる非常勤教職員 運賃額相当額に第2号の規定により算出された額を加算し、教職員給与規程第13条第2項第2号に規定する方法に準じて得た額

3 新たに非常勤教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃相当額等の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める非常勤教職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、教職員給与規程第13条第3項各号の規定を準用して算出した額とする。

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として次の表に定める期間をいう。

支給単位期間	対象者
1 か月	(ア) 1 か月定期券を利用することが最も経済的かつ合理的である交通機関等の使用者 (イ) 回数券を利用することが最も経済的かつ合理的である交通機関等の使用者 (ウ) 自動車等の使用者
3 か月	(エ) 3 か月定期券を利用することが最も経済的かつ合理的である交通機関等の使用者

6 か月	(オ) 6 か月定期券を利用することが最も経済的かつ合理的である交通機関等の使用者
------	---

- 5 通勤手当は支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認されない場合等で、その日において支給できないときは、その日後において支給することができるものとする。

一部改正〔平成18年規程第1号、令和7年規程第21号、令和7年規程第39号〕

(給与の減額)

- 第7条 非常勤教職員が勤務しないときは、非常勤教職員就業規則第32条の2第1項に規定する時間外勤務代替休暇、同第32条第3号に規定する祝日法による休日（非常勤教職員就業規則第33条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した非常勤教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は非常勤教職員就業規則第32条第4号に規定する年末年始の休日（非常勤教職員就業規則第33条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した非常勤教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

一部改正〔平成22年規程第8号、令和7年規程第39号〕

(時間外勤務手当)

- 第8条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた非常勤教職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの賃金額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間が1週間につき38時間45分未満の非常勤教職員については、正規の勤務時間外に勤務した時間のうち全労働時間が1週間につき38時間45分に達するまでの時間に対しては、第9条に規定する勤務1時間当たりの賃金額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（非常勤教職員就業規則第32条第1号の休日における勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 非常勤教職員就業規則第32条の2第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

追加〔平成22年規程第8号〕、一部改正〔平成23年規程第7号、令和7年規程第39号〕

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。ただし、日給で給与を支給される者については、日給を当該非常勤教職員の1日の勤務時間で除した額、時間給で賃金を支給される者については当該時間給の額とする。

一部改正〔令和7年規程第39号〕

(端数計算)

第10条 前2条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額又は勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

一部改正〔令和7年規程第39号〕

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

一部改正〔令和7年規程第39号〕

(期末手当)

第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤教職員のうち、1週間の勤務日が5日の者、1週間の勤務日が4日以下とされている者で週の勤務時間が15時間30分以上である者及び週以外の期間によって勤務日が217日以上ある者に対して、それぞれ基準日の属する月における第4条第3項に定める日に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 非常勤教職員就業規則第2条第3号に規定する嘱託職員（特任教員のうち嘱託職員に該当する者として、理事長が定める者を含む。）の前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる非常勤教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額で給料を支給される非常勤教職員 基準日現在（退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した非常勤教職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において非常勤教職員が受けるべき給料月額
- (2) 日額で給料を支給される非常勤教職員 基準日現在において非常勤教職員が受けるべき給料日額に次の表の勤務形態の欄の区分に応じて、乗じる数値の欄の数値を乗じて得た額

勤務形態	乗じる数値
週5日勤務	21
週4日勤務	15

週 3 日勤務	<u>12</u>
週 2 日勤務	<u>8</u>
月で勤務日が定められている場合	<u>1 か月の定められた勤務日の数</u>

- 5 前項までに定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項については常勤教職員の例による。

一部改正〔令和 7 年規程第39号〕

（特定の教職員についての適用除外）

第13条 第 8 条の規定は、第 5 条に規定する管理職手当を支給される非常勤教職員には適用しない。

一部改正〔令和 7 年規程第39号〕

（給与の支払）

第14条 給与の支払は、非常勤教職員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により行うことができる。

一部改正〔令和 7 年規程第39号〕

附 則

この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 4 月 1 日規程第 1 号）

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月12日規程第 8 号）

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日規程第 7 号）

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日規程第21号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月28日規程第21号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年12月 2 日規程第39号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（改正後の長崎県公立大学法人非常勤教職員給与規程に係る令和 9 年 3 月31日までの間における臨時職員に係る期末手当に関する特例）

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの間における長崎県公立大学法人非常勤教職員就業規則（平成17年規則第 6 号）第 2 条第 4 号に規定する臨時職員に係る改正後の長崎県公立大学法人非常勤教職員給与規程第12条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「6 月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の100」とする。